

後期高齢者医療保険
加入の皆さまへ

7月は切り替えの時期です!! 「後期高齢者医療被保険者証」が切り替わります

平成30年8月から被保険者証が切り替わります(有効期限が平成31年7月31日となります)。

新しい被保険者証は、7月下旬までに、市役所から郵送または窓口等で交付します。
被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合を確認して、8月からは医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」も切り替わります

住民税非課税世帯等(低所得Ⅰ・Ⅱ)に該当される方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。医療機関等で入院・受診の際に窓口へ提示すると、月額の自己負担額が限度額までの負担となります。ただし「今までに減額認定証の申請を行ったことがある方で、平成30年度も引き続き住民税非課税世帯の方」は、申請がなくても被保険者証と一緒に郵送します。

※平成30年度住民税課税世帯の方については、減額認定証の認定要件に該当しません。
※世帯構成員に平成30年度所得未申告の方がいる場合は、今までに減額認定証の申請を行ったことがある方でも郵送しません。
申告が必要です。申告により住民税非課税世帯となった場合、窓口にて減額認定証の申請をしてください。



平成30年8月から 区分(現役並み)Ⅰ・Ⅱの方も「限度額適用認定証」が新たに交付されます

区分(現役並み)Ⅰ・Ⅱに該当される方は、平成30年8月から申請により「限度額適用認定証」が交付されます。医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金限度額までの負担となります。

※世帯構成員に平成30年度所得未申告の方がいる場合は、交付できません。
申告が必要です。申告により区分(現役並み)Ⅰ・Ⅱとなった場合、窓口にて限度額認定証の申請をしてください。



現役並み所得者の所得区分について

区分(現役並み)Ⅰ:同一世帯の被保険者に住民税課税所得が145万円以上380万円未満の方がいる場合。(限度額適用認定証に「現役Ⅰ」と表記されます)

区分(現役並み)Ⅱ:同一世帯の被保険者に住民税課税所得が380万円以上690万円未満の方がいる場合。(限度額適用認定証に「現役Ⅱ」と表記されます)

【申請に必要なもの】

- 身分証明書 ■被保険者証 ■印鑑(本人および手続きをする方の印鑑)
- 個人番号通知カードまたは個人番号カード ■限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)

問合せ 国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎893-4411 内線152

7月31日(火)は 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 第1期の納期限です!

まだ納付がお済みでない方は、お早めに納付していただきますようお願いいたします。納付のご相談等につきましては、国民健康保険課までお気軽にお問合せください。

【主な相談内容】 ・納付書をなくしてしまったので再発行してほしい ・督促状、催促状が届いたが・・・
・納付について相談したい ・口座振替の手続きをしたい など

夜間相談窓口を随時開設しています。詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 国民健康保険課 ☎893-4411 ■保険税係 内線142~145 ■後期高齢者医療係 内線146

平成30年8月から 70歳以上の方の高額医療費の上限額が変わります

高額療養費制度とは…

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、世帯の所得に応じて決まっています。

ひと月に1つの医療機関でのお支払いが高額になる可能性がある方は、国民健康保険課の窓口にて「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請することで、医療機関でのお支払を定められた上限額までにとどめることができます。

⇒70歳以上で課税所得145万円から689万円の方は、上限額の変更により、平成30年8月から、新たに「限度額適用認定証」の交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

低所得ⅠまたはⅡに該当する方については、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請が可能です。

●現行上限額(月ごと・70歳以上)

	区分	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み	課税所得145万円以上	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)(※2)
		14,000円 (年間上限144,000円)(※1)	57,600円 (多数回44,400円)(※2)
一般	課税所得145万円未満(※1)	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)(※2)
低所得	Ⅱ(※3)	8,000円	24,600円
	Ⅰ(※3)		15,000円

●平成30年8月からの上限額(月ごと・70歳以上)

	区分	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み	課税所得145万円以上	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円)(※2)	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円)(※2)
		80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)(※2)	18,000円 (年間上限144,000円)(※1)
		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)(※2)
一般	課税所得145万円未満(※1)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)(※2)
変更なし			

新たに「限度額適用認定証」の申請が必要

- (※1)世帯の該当者の年収が520万円未満(該当者が1人の世帯では年収383万円未満)の場合や、平成28年1月以降新たに70歳となった国保被保険者のいる世帯のうち、基礎控除後の「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- (※2)過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。
- (※3)低所得Ⅱ ⇒ 世帯主および世帯全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰ以外の方)
低所得Ⅰ ⇒ 世帯主および世帯全員が住民税非課税で、その世帯員の各所得が必要経費・控除(年金収入は控除額80万円として計算)を差し引いた時に0円になる方

75歳未満で国民健康保険に加入している皆さまへ 「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在、「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は、7月31日までしか使用できません。8月1日以降も引き続き適用を受けるためには、更新の申請が必要です。

7月2日(月)から更新の申請を受け付けておりますので、8月末日までに手続きをお願いします。

【申請に必要なもの】

- 対象者の被保険者証
- 対象者および世帯主のマイナンバーが分かる物(通知カード等)
- 来所する方の身分証 ■来所する方の認印

問合せ 国民健康保険課 給付係 ☎893-4411 内線138

